

小金井市

無電柱化推進計画【改定】

【概要版】

2026(令和8)年6月

小金井市無電柱化推進計画【改定】

2026(令和8)年6月

小金井市 都市整備部 道路管理課

TEL 042-387-9855



1. 計画の目的、背景

2024（令和6）年1月発生の能登半島地震における電柱倒壊等の被災状況は記憶に新しいところです。また、近年叫ばれる首都直下型地震発生の切迫性など、災害リスクの高まりを背景に、災害時には大規模地震や大型台風などに起因する電柱の倒壊により、避難、救助活動及び物資輸送等の妨げとなることが予想されることから、防災や安全・景観等の観点から無電柱化への意識が高まっています。

小金井市では2019（平成31）年4月に「小金井市無電柱化推進計画」を策定し、2021（令和3）年度までの3年間で計画期間として、無電柱化を検討する路線を抽出し、その後、2022（令和4）年4月に改定を行い、今後10年間で優先的に無電柱化を整備する路線を選定しました。

現在東京都では、切迫する首都直下型地震や激甚化する台風などの自然災害に対する備えとして、次期「東京都無電柱化計画」の方針をとりまとめ、この方針に基づき、無電柱化の取組をさらに加速させ、安全・安心で魅力ある東京の実現を目指しています。

以上を踏まえ、本市でも無電柱化の推進を一層進めるために、前計画で定めた無電柱化の推進に関する基本的な考え方や優先整備路線を継承し、国・東京都が示す新技術やコスト縮減効果を含めた適切な整備手法を検討し、優先的に無電柱化を整備する路線・区間を新たに選定することを目的とします。



2024（令和6）年 能登半島地震（石川県輪島市）（出典：国土交通省資料）
図 電柱倒壊による被害事例

2. 計画期間

本計画の対象期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間で計画期間とします。

計画期間：2026（令和8）年度～2035（令和17）年度の10年間

3. 無電柱化による整備効果

無電柱化整備により以下の3つの効果が期待できます。

都市防災機能の強化

大規模な地震時でも、安全な避難と円滑な救助活動が可能で、ライフラインが途切えない、災害に強いまちづくり

安全で快適な歩行空間の確保

車椅子にもやさしい、誰もが安全で快適に移動できるみちづくり

良好な都市景観の創出

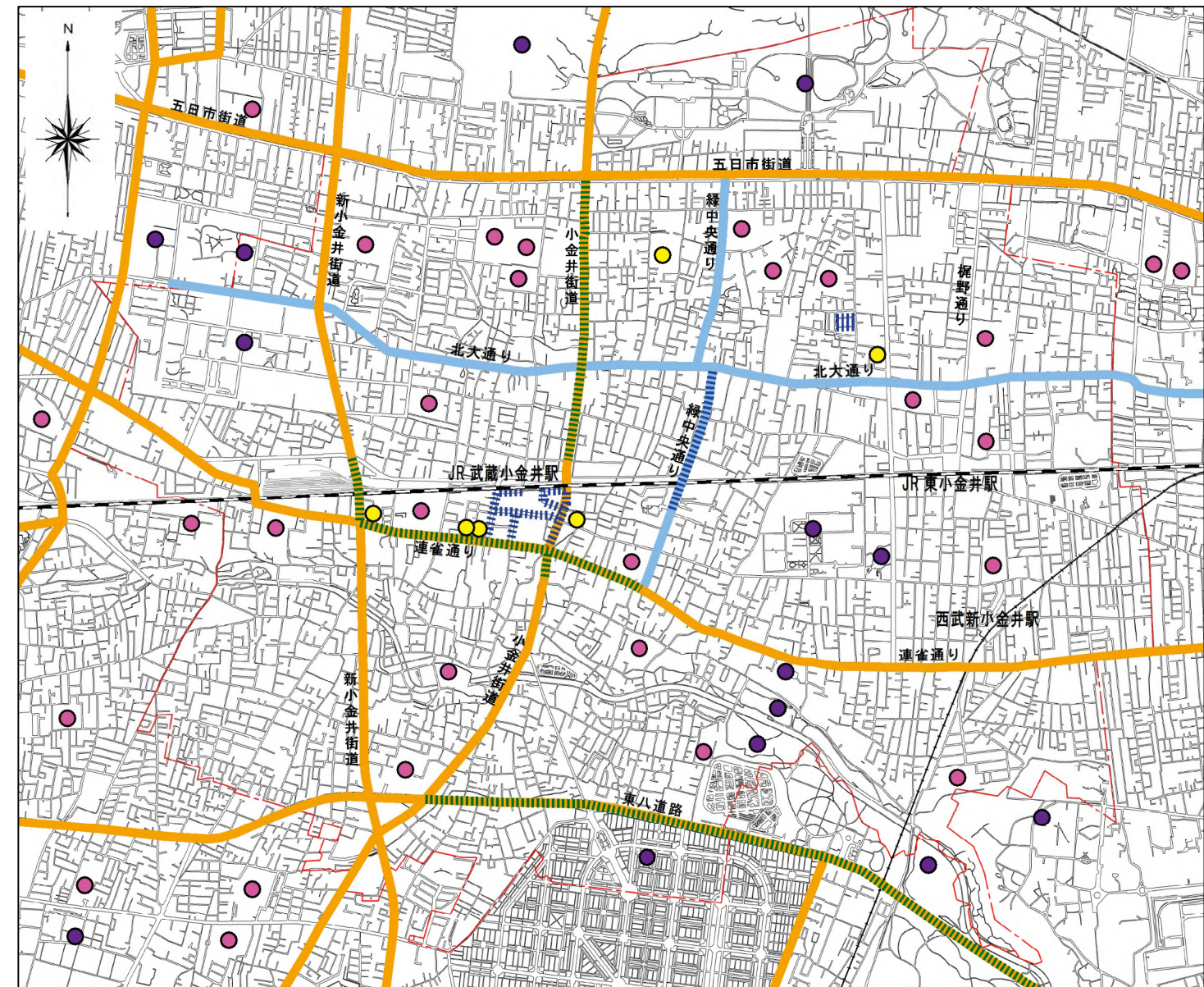
環境共生のまちにふさわしい市街地景観の質の向上

4. 小金井市の無電柱化状況と課題

本市では、特に市民に身近な生活道路や人通りの多い駅周辺、商店街や通学路など、現道における無電柱化が進んでいない状況であり、安全や景観の観点から無電柱化を推進していく必要があります。一方で現道の多くは歩道が狭い、または歩道が無い道路で、電線共同溝方式による無電柱化事業を行うことが困難な道路であるため、無電柱化を推進していくためには、整備に関する課題解決に向けた検討も必要になります。

また、小金井市地域防災計画（2023（令和5）年3月修正）では、都市としての交通機能の回復や歩行者の安全確保、発災時における火災の延焼防止、避難路、緊急道路障害物除去路線の通行確保及び道路整備による沿線不燃化の促進を図るため、道路整備を推進することとしています。

緊急道路障害物除去路線と防災拠点を結ぶ道路など道路ネットワークの整備による安全確保を行い、交通機能の維持が図られるよう努めていく必要があります。



凡例（無電柱化関連情報）

- 整備済み区間（都道）
- 整備済み区間（市道）

※整備済み区間とは、電線類を地中化した上で、電柱の撤去が完了した区間を指します。

凡例（防災関連情報）

- 緊急道路障害物除去路線（都道）
- 緊急道路障害物除去路線（市道）
- 広域避難所
- 一時避難所および避難所
- 防災関係機関

※緊急道路障害物除去路線とは、原則として上下各一車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物の除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行なう、予め指定された路線を指します。

図 防災関連施設と無電柱化整備路線

5. 今後 10 年間で整備する路線・区間の選定

本市では現道と都市計画道路や再開発事業等で計画されている路線を対象路線として、それぞれ無電柱化を推進するうえでの基本的な考え方を定めています。

現道では、無電柱化の必要性、整備効果の高い路線及び財源の確保が見込める道路について優先的に整備するものとし、多様な手法により無電柱化を実施します。

このうち、今後優先的に整備を検討する路線については、基本的に前計画で抽出された路線を継承しています。

今後 10 年間で整備する路線・区間として、本市が目指す無電柱化の整備効果を踏まえ、評価項目と評価指標を設定し、無電柱化の必要性や路線としての重要性、沿道状況等の施工性及び補助制度の適用性等も勘案し、総合評価により選定します。

また、都市計画道路や再開発事業等で計画されている路線については、都市計画道路の整備による道路の新設や再開発事業、土地区画整理事業等により道路の新設、幅広整備が行われる際には、同時整備の観点から事業調整を行い、無電柱化を実施します。

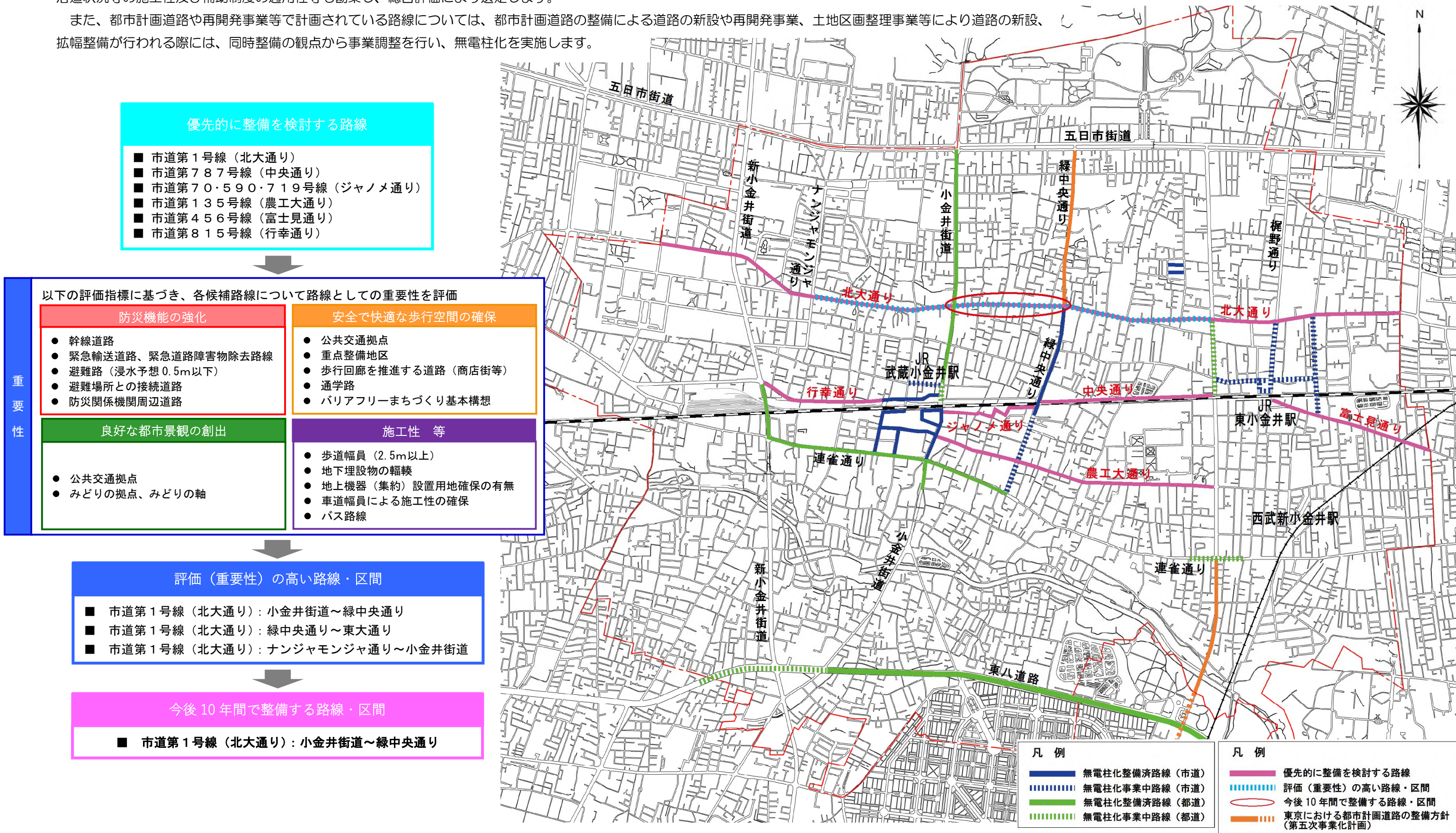


図 今後 10 年間で整備する路線・区間

6. 今後 10 年間で整備する路線・区間の課題

優先的に整備を検討する路線のうち、市道第1号（北大通り）は市指定の緊急道路障害物除去路線に指定されており、緊急輸送道路ネットワークを形成する上で小金井街道（第2次緊急輸送道路）から緑中央通り（市指定の緊急道路障害物除去路線）の区間を今後 10 年間で整備する区間として選定します。

この区間は両側に 2.5m以上の歩道幅員を確保できるため、電線共同溝方式による整備が可能です。歩道内には既設地下埋設物が多く占用しており、整備にあたっては占用物を管理する企業者との調整を要します。

また、歩道内には植樹帯が設置されていることから、整備の際に一部の街路樹の撤去・復旧も伴います。

さらに一部歩道下に仙川が流れていることから、電線共同溝の設置場所の確保や民地への供給方法についての検討が求められます。

交通量が多いバス路線でもあるため、施工時間帯や施工方法の制約を考慮し、交通管理者やバス運行事業者等と綿密な調整を図りながら進める必要があります。

7. 無電柱化の推進に向けた施策

本計画では無電柱化をさらに推進するための以下の3つのポイントを基本に、本市の道路環境等の実情を踏まえて、無電柱化の推進に向けた施策を検討します。

- ① 市が新たに整備する道路は無電柱化で整備を進め、緊急道路障害物除去路線の電柱を抑制する
- ② 徹底したコスト縮減を推進し限られた予算で無電柱化実施延長を延ばす
- ③ 事業の更なるスピードアップを図る

① 市が新たに整備する道路は無電柱化で整備を進め、緊急道路障害物除去路線の電柱を抑制する

東京都が新たに整備する道路については無電柱化を原則としていますが、市が新たに整備する道路についても無電柱化を原則とします。

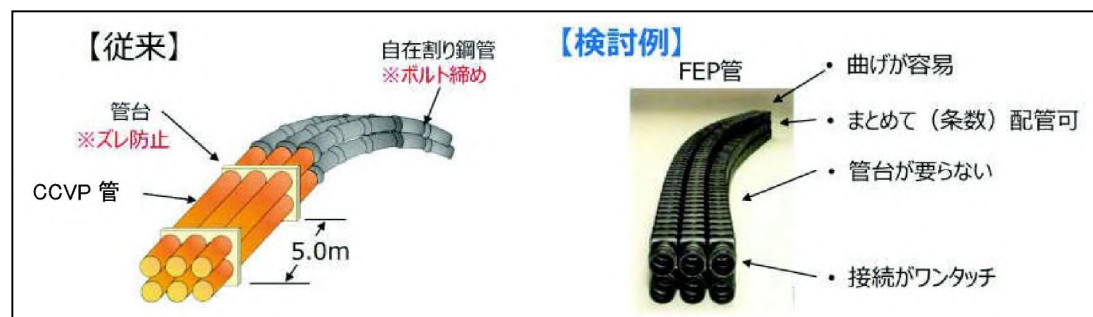
また国及び都道府県は、防災の観点から進めてきた緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限する措置について示しています。本市が防災上重要と考える市道について、新設電柱の抑制に向けた対応方策を今後検討していきます。

② 徹底したコスト縮減を推進し限られた予算で無電柱化実施延長を延ばす

無電柱化整備の計画・設計・工事等の各段階において以下の取組を進めることでコスト縮減を目指します。

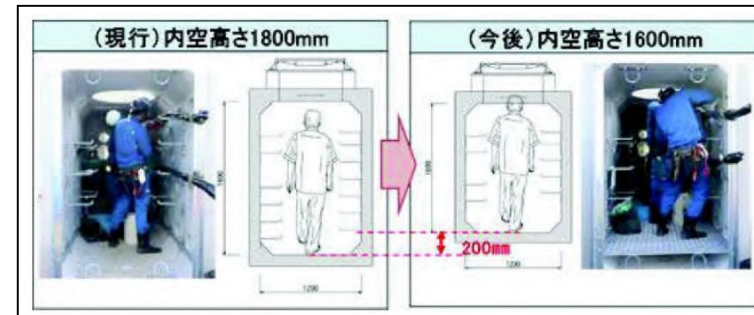
1) 多様な整備手法の活用

効率的に無電柱化を推進するために、様々な手法を比較検討し、対象路線の道路状況、既設地下埋設物状況等に応じた最適な整備手法を検討することでコスト縮減を図ります。



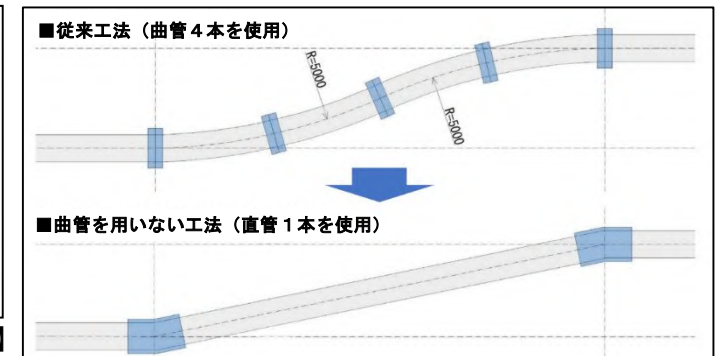
【出典：国土交通省】

図 電力管路材の仕様変更による低コスト化（イメージ）



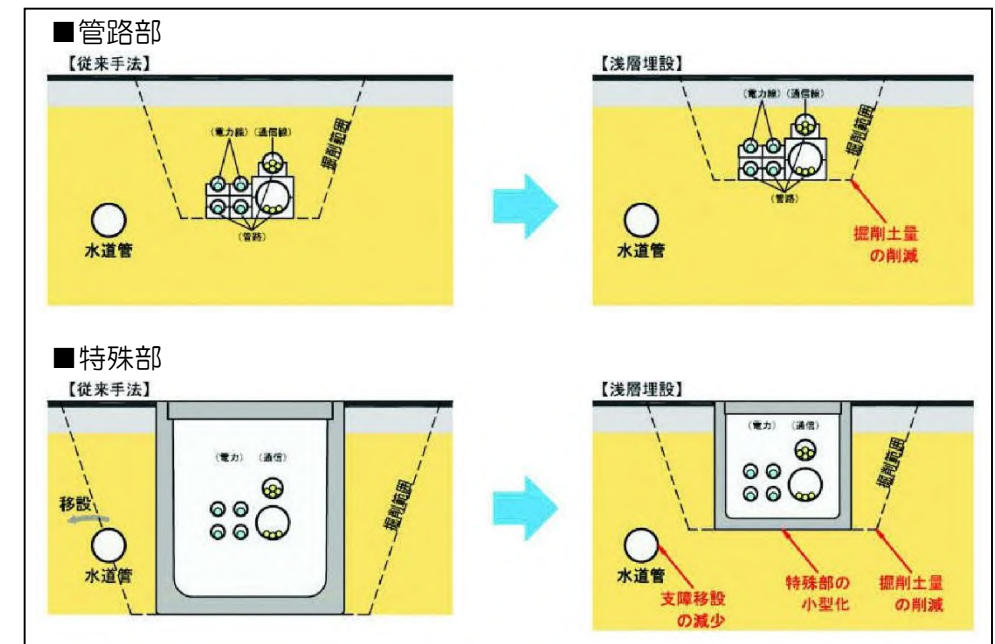
【出典：東京都】

図 特殊部のコンパクト化による低コスト化（イメージ）



【出典：国土交通省】

図 曲管を用いない工法（イメージ）



【出典：国土交通省】

図 浅層埋設による低コスト化（イメージ）

2) 低コスト手法の動向把握

国及び東京都で検討される低コスト手法に関する情報収集に努め、積極的な導入の検討に取り組めます。また電線管理者等やメーカー等による特殊部や機器類のコンパクト化に関する技術開発動向について、「新技術情報提供システム（NETIS）」等の活用により、新技術の積極的な活用の検討に努めます。

3) 更なるコスト縮減への取組

無電柱化にあたり、新材料等を積極的に活用し、引き続きコスト縮減に取り組むとともに、電線管理者負担となる地上機器などの技術開発を促すことで電線共同溝整備全体の更なるコスト縮減を進めていきます。

③ 事業の更なるスピードアップを図る

本市の路線における特徴として、地下埋設物が多く占用していることから、電線管理者等が所有する管路やマンホール等（既存ストック）を電線共同溝の一部として活用することにより、地下埋設物の転換や管路新設に伴う他の埋設物の支障移設を軽減することができます。既存ストックを活用することにより、工期短縮やコスト縮減が図れることから、電気・通信事業者と調整のうえ積極的に活用していきます。

事業を進める中での低コスト手法や事業手法の選択、地上機器の設置場所等について、効率的な整備を行えるよう十分な検討を行い、事業のスピードアップを図ります。